

八戸市総合計画策定委員会公募委員選考要領

1 趣旨

この要領は、八戸市総合計画策定委員会委員公募実施要領（以下「実施要領」という。）10で規定する公募による委員（以下「公募委員」という。）の決定の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 採点者

公募委員の選考に当たり、実施要領に基づき応募者から提出された意見・提案等を評価する採点者は、総合政策部長、総合政策部次長、政策推進課長、政策推進課政策推進グループリーダーの計4名とする。

3 決定の方法

- （1）応募者から提出された意見・提案等を、別表1及び別表2に基づき、採点者が全5項目についてそれぞれ5段階評価で採点する。次に、各採点者の採点を合算し、その合計点数が60点以上で、なおかつ合計点数の高い順に、実施要領3に規定する委員の定数の範囲内で公募委員を決定する。
- （2）上記（1）の選考の結果、合計点数に同点が複数あり、公募委員を決定することができない場合には、当該同点となった応募者を対象に、採点者による面接により、提出された意見・提案等の内容についてヒアリングを行い、上記（1）に従い、再度選考を行う。
- （3）上記（2）の再度の選考の結果においても、同様に公募委員の決定に至らなかった場合には、採点者による投票によって当該公募委員を決定する。

4 その他

審査結果は、公表しない。

附則

この要領は、令和7年7月22日から施行する。